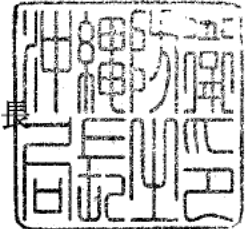


沖防第4022号
平成27年9月4日

開示決定等の期限の延長について（通知）

殿

沖繩防衛局長



平成27年8月7日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

普天間飛行場代替施設建設事業に関する一連の資料中、①同事業に係る岩礁破砕等許可申請に関して、周辺自治体、漁業協同組合等利害関係人に対して意見を照会し又は同意を求めた文書。ex) H26. 3. 15 付沖防1553 乃至1554、H26. 4. 11 付沖防1486、及び②同事業に係る工事等を一時停止したことに関して、上級庁から指示を受け又は沖縄県等に送付した文書、その他上記①及び②に付随する文書。

2 延長後の期間

30日（延長後の開示決定等期限：平成27年10月6日（火））

3 延長の理由

開示に向けた調整に時間を要しているため。

担当課等

沖繩防衛局総務部報道室 TEL：098－921－8131 内線174

請求受付番号：2015. 8. 7－沖沖B235